

酒販通信

令和5年(2023)
3月25日発行

第682号

発行所 ■ 全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel.03(3714)0172 Fax.050(3730)1064
発行人 ■ 全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝
編集・制作 ■ 全国小売酒販組合中央会 Tel.03(3714)0172
定価 ■ 100円(税込)

全国小売酒販組合中央会

70th anniversary

中央会創立70周年

岸田総理、田中議連会長 祝辞

中央会創立70周年を記念し、各界を代表する皆様からのご祝辞を2号に渡り掲載してまいります。
今号は、岸田文雄総理、街酒議連田中和徳会長、甘利明最高顧問のほか、酒類業関係団体の代表様よりいただきましたご祝辞を掲載いたします。 ※紙面の都合により予告なく変更になる可能性があります。



岸田 文雄
内閣総理大臣

この度は、全国小売酒販組合中央会創立70周年、誠にありがとうございます。

貴組合が、昭和28年に創立以来、酒類業組合法に定める目的のため、酒税の保身に協力し、酒類小売業界の健全な発展に尽くされてきたことに、心より敬意を表します。

70年の歴史の中で、酒類小売業免許の規制緩和や「酒類の公正な取引に関する基準」の導入をはじめ、酒類販売管理研修制度の導入と酒類販売管理研修の受講義務化、アルコール健康障害対策など、世界的潮流や社会的要請等に適切に対応しながら、酒類小売業界を力強くけん引されてきました。

また、全国の小売酒販組合は「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」に代表される社会貢献活動を通じ、健全な飲酒環境の整備に向け、弛まぬ努力を続けておられます。このような活動の一つ一つが、より良い街をつくり、ひいてはそこに住む人々の

の幸せや地域の魅力を高めることに繋がっています。

こうした地域に寄り添った「社会のため」のご貢献に深く感謝申し上げるとともに、引き続き地域の中心でご活躍いただきたいと思っております。

酒類小売業界は、長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響や社会構造の変化に伴う対応をはじめ、多くの課題に直面していると聞いています。また、全国の組合組織の維持には大変なご苦労もあるかと思っております。

いずれも簡単な課題ではないと承知をしていますが、皆様の英知を結集し、今後も健全な酒類小売業界の発展にご尽力いただくことを期待いたします。

最後になりましたが、貴組合及び組合員の皆様方の更なるご発展を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。



田中 和徳

衆議院議員(神奈川県)
自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」会長

全国小売酒販組合中央会創立70周年、誠にありがとうございます。

昭和28年の創立以来、貴会ご関係各位が幾多の荒波を結束と英知で乗り越えてこられたことに改めて敬意を表します。

私にとって、初当選直後の平成8年に数人の同期議員で、極めて厳しい状況にある貴業界を支援するための「街の酒屋さんを守る若手議員の会」を立ち上げたのが、ご縁のスタートとなりました。

平成26年には異例の国会請願の両院採択、平成28年には数々の難題をクリアして議員立法を成立させる等、我が議連も激動の時代を貴会と共に歩み続け、実績をあげることができました。現下では、220名の所属議員を有す

る最大級の議員連盟へと成長しました。これほど多くの国会議員が強く関心を寄せるのは、一重に、貴会皆様が長年にわたり多大な地域貢献を続けてこられた証と存じます。

昨今、貴会は新型コロナウイルス感染症への対応や酒類の公正な取引に関する基準の見直し等で政治、行政サイドに要望書を提出、業界団体としての責任と使命を果たしてこられました。

我々議連も皆様からの施策を行政に丁寧に反映させていくことが、国民生活向上に寄与するための重要な使命だと考えております。

貴会が今後も酒類小売業界を力強くけん引され、社会のためにご尽瘁頂くことを祈念し、祝辞とさせていただきます。



全国酒販生活協同組合
三橋 敏弘 会長

この度は、創立70周年を迎えられたことを心よりお祝い申し上げます。70年という長期に亘り、幾多の難を乗り越えて全国組織の運営に力を注いでこられた歴代の会長・副会長・事務局長・役員、また、それを支えてこられた多くの組合員の方々に深甚なる敬意と謝意を申し上げます。

これまで貴会は時代に適した展開と積極的な活動により、組合員の経営基盤の安定と近代化に貢献されてこられました。今後なお一層のご発展をご祈念申し上げます。



自民党/衆議院議員(神奈川県)
街の酒屋さんを守る国会議員の会
甘利 明 最高顧問

このたび創立70周年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。貴会は、長きに渡り酒類小売業界の発展のため力を尽くされてきました。

長く続く存続する企業・団体に共通するのは、世の為人の為を哲学としていることだそうだと思います。酒販組合もまた、適正飲酒への取り組み、地域への貢献を通じて、社会に必要とされてきた組織だと思っております。

我が国は、首都圏一極集中や地方・市街地における人口、商店数等の減少傾向は続いており、地域を取り巻く環境は厳しくなっています。地域の活性化を図るための施策の効果的な実施が重要です。その主役は、地域・地元自身であるべきであり、国や自治体はそれを後押しします。地域の歴史や文化と、そこに住む人々のことを熟知した酒販店をはじめ地域の皆様は引き続き重要な役割を担っていらっしゃいます。

政治の基本は「国民の声に耳を傾けること」です。他業界と同じく酒類小売業界も時代への対応や変革に迫られていることもおありだと思います。議員連盟として、政治家として、業界の抱える問題の本質を捉え、少しでもお力になれるよう今後も取り組んでまいりたいと思っております。

貴会の一層のご活躍、ご発展を祈念申し上げ、お祝いのことばとさせていただきます。



全国酒販協同組合連合会
中西 秀起 会長

全国小売酒販組合中央会創立70周年を迎えられるにあたり、謹んで心よりお喜びを申し上げます。長きにわたり酒類小売業界を牽引し、発展・功績を積み重ねてきたご尽力は称賛するものであります。

酒類小売業界を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。これからも、小売中央会・全生協・全酒協の三団体が連携・協働して業界の発展、課題解決に一体となって取組を推進していくことが肝要だと考えております。今後ますますの貴会のご活躍を心より祈念致しまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



日本酒造組合中央会
大倉 治彦 会長

このたび創立70周年を迎えられたことに心よりお慶び申し上げます。

酒類業の生販三層の中においても消費者との接点である小売業界では、酒類販売管理者制度の創設をはじめ、酒類業中央団体連絡協議会の中でも適正飲酒・飲酒運転撲滅キャンペーン等への取り組み等に中心的な存在を担い、これらに取り組まれてきたことに敬意と謝意を申し上げます。

酒類業界を取り巻く環境は、酒類流通構造の変化や社会的要請をはじめとして大きく変化してきているものと思われまますが、酒類業界として相互に協力しつつ対応して参りたいと考えています。

貴組合の今後もお一層のご活躍、発展を祈念申し上げます。



日本蒸留酒酒造組合
村田 謙二 理事長

全国小売酒販組合中央会様におかれましては、この度、創立70周年を迎えられたこと、誠にありがとうございます。昭和28年に創立された後、昭和の高度経済成長期、バブル経済期、平成の経済低迷期、また規制緩和や少子高齢化の流れの中で、長きにわたり酒類小売業界を牽引され、数々の課題を克服されてこられたことに対しまして、改めて敬意を表します。近年では、「酒類の公正な取引に関する基準」制定に向けての尽力など、貴会のご活動は単に酒類小売業界にとどまらず酒類業界全体の経営の健全化にもつながっており、心より感謝申し上げます。貴会の益々のご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。

柴田副会長 アルコール健康 障害対策関係者会議の委員に

アルコール健康障害対策基本法に基づき設置されているアルコール健康問題対策関係者会議（以下、関係者会議）の委員に、中央会の柴田淳副会長が就任いたしました。任期は、令和5年2月28日～令和7年2月27日となります。

関係者会議は、第1期～第2期は坂田辰久会長（当時）、第3期～第4期は吉田精孝会長が委員を務めており、アルコール健康障害対策推進基本計画（以下、基本計画）を策定してまいりました。

基本計画では、教育の振興、健康診断及び保健指導、不適切な飲酒の誘因の禁止等を大きなテーマとし、検討、取りまとめを行い、政府が講ずる最も基本的な計画として位置づけられます。

酒類の流通・小売を代表し、酒類販売管理研修の定期的な受講、酒類の価格のルールである酒類の公正な取り引きに関する基準の周知・啓発の徹底を基本計画に反映させてきたほか、ストロング系アルコール飲料の普及に伴う対応として、「飲酒ガイドライン」を検討するワーキンググループ（酒中連）を立ち上げています。引き続き、小売の立場より積極的に参加・意見してまいります。

代表・一般社団法人 Get in touch 理事長	柴 ちづる
アルコール依存症当事者・医療従事者	若井 幹子
うえむらメンタルサポート診療所院長	立野 敬二
読売新聞大阪本社記者	立野 美穂
公益社団法人日本医師会常任理事	辻 裕子
東京都立富士高等学校・東京都立富士高等学校付属中学校統括校長	藤崎 薫子
ビール酒造組合常務理事	藤崎 裕子
鳥取大学医学部社会医学講座環境予防医学分野准教授	釜山 文
神崎協同病院 リエゾンセンター アルコール医療担当	小塚 結志
全国小売酒販組合中央会副会長	細田 博
東海大学医学部付属東京病院消化器内科教授・副院長	岩谷 晃二
全国精神保健福祉センター会長常任理事	沼川 健次
特定非営利活動法人 A S K 理事	藤本 隆二
武蔵野大学人間科学部社会福祉学科教授	神田 重香
公益社団法人全日本新酒連盟代議員・東京新酒生会事務局長	松本 昌紀
公益社団法人日本精神科病院協会常務理事	藤井 茂樹
独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長	松平 幹彦
鹿児島県健康福祉部長・鹿児島県志布志保健所長	田口 文雄
秋田大学大学院医学系研究科教授	柴田 泰泰子

令和5年2月28日現在、五十音順



ビール酒造組合
野瀬 裕之 会長代表理事

この度は、創立70周年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。貴会が長きにわたり酒類小売業界の全国組織の運営に注力し、業界の発展のためにご尽力されてきたことに敬意を表します。

ビール酒造組合としましても、酒類業中央団体連絡協議会の一員として共に支えあいながら、今日を迎えられたことを誇りに思います。

これからも、酒類の公正な取引環境の整備や適正飲酒の啓発等、酒類業を取り巻く様々な課題に力を合わせて取組ませていただきたく存じます。最後に、貴会及び会員様の益々のご発展を祈念し、お祝いの言葉とさせていただきます。



日本ワイナリー協会
長林 道生 理事長

創立70周年を迎えられ、誠にありがとうございます。長い歴史を重ねてこられた貴団体のこれまでのご努力に、心から敬意を表する次第です。

酒類業界の様々な社会的課題に対して、消費者に最も近い位置から率先して取り組んでおられることに、業界関係者として改めて感謝申し上げます。

特に20歳未満の者に対する飲酒防止対策については、酒類販売管理者制度の適正な執行や20歳未満の者の飲酒防止キャンペーンなど長年にわたり積極的に活動をされてきており、今日、社会的に大きな評価を受けておられます。今後とも酒類業界の発展のため、貴会がなお一層ご活躍されることをご祈念申し上げます。



日本洋酒酒造組合
森本 昌紀 理事長

創立70周年を迎えられたことに、謹んでお祝いを申し上げます。昭和28年の創立以来、酒類小売業界を取り巻く環境の変化は、時として大変激しいものであったと承知しております。

そのような中で組織を力強く支えてこられた歴代の役員並びに組合員の皆様に深甚なる敬意を表する次第です。特にアルコール問題における20歳未満の者に対する飲酒防止対策については、長年にわたり貴団体が酒類業界の中心となって積極的に活動を展開されてきており、広く社会的な評価を受けておられます。

これからも引き続き様々な課題に的確に対応され、益々ご発展されることをご祈念申し上げます。



日本洋酒輸入協会
磯野 太市郎 理事長

この度、創立70周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

貴会におかれては、創立以来長きに渡り酒類小売業を代表する業界団体として、多くの課題に真摯に取り組み責務を果たされておられるとともに、大きな実績・成果を挙げてこられました。特に、近年は酒類の適正飲酒の推進に向け様々な施策を熱心に行っておられます。改めて敬意を表する次第でございます。未だ酒類業界を取り巻く環境には厳しいものがございますが、私どもといたしましても、引き続きご協力をさせていただきたいと考えております。

結びに、貴会の今後益々のご発展と組合員の皆様のご繁栄を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



全国卸売酒販組合中央会
松川 隆志 会長

全国小売酒販組合中央会の設立70周年を心よりお祝い申し上げます。

この70年間には目まぐるしい社会経済の変化があり、酒類業界も大きく変貌いたしました。重要な財政物資である酒類を公正な取引環境の下で流通させる販売業者の役割は、取引状況や物流環境が厳しくなるなかで、ますます重要になっております。また、20歳未満飲酒防止キャンペーンなどの致酔性等の特殊性を有する酒類の社会的管理への対応も、国民の関心が高い重要な課題であります。

これらの諸課題に対する貴会の長年にわたるご貢献は、酒類業界全体の発展につながるものであり、深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

貴会のますますのご隆盛と組合員の皆様のご多幸を祈念いたします。



公益社団法人アルコール健康医学協会
田中 慶司 理事長

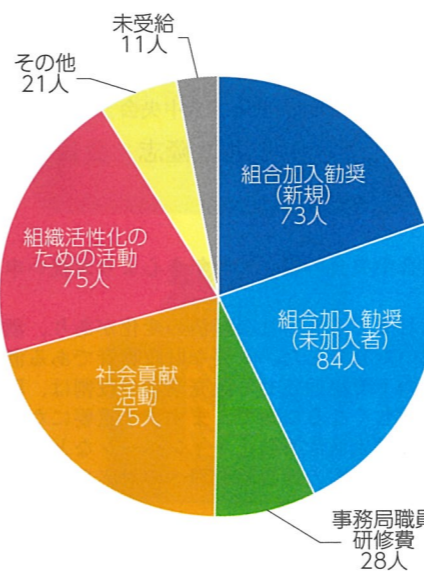
中央会が創立70周年を迎えられましたこと、心から御祝い申し上げます。

貴中央会は全国津々浦々に多数の組合員を擁する大組織であり、長年に亘り、的確に運営されてきた吉田会長様を始めとする皆様方の御努力に深く敬意を表するところであります。私共「アルコール健康医学協会」は適正飲酒の思想の普及啓発を目的に40年前に設立されましたが、設立当初から貴中央会に御協力を頂いており、この場をお借りして感謝申し上げます。

酒類小売は消費者と直接、対面するため、適正飲酒の普及啓発において重要な役割を担っております。貴中央会、組合員皆様の今後の益々の御発展と御健勝を祈念し、祝辞と致します。この度は誠に御目出とう御座います。

総額500万円の組合活動費 311組合が申請、申請率は80%

組合活動費使途アンケート 有効回答30連合会、複数回答可



令和4年度中央会通常総会にて支給が決議された地区組合を対象とした組合活動費（※）は、全国387組合のうち、約80%にあたる311組合より申請を受け、総支給額は4,325,082円となりました。500万円を予算としており、執行率は86.5%でした。

10月末日を締切に、組合活動費の支給を受けた地区組合へ、その使途に関するアンケートを実施いたしました。その結果を紹介いたします。

組合加入勸奨のほか、インボイス説明会の実施が目立つ

使途は新規・組合未加入の既存店舗への組合加入勸奨が最多でしたが、今年10

月のインボイス制度開始に向けた組合員や事務局のための「インボイス説明会」の開催（開催費の補助を含む）が15組合ありました。

その他、20歳未満・飲酒防止飲酒運搬撲滅全国統一キャンペーンの頒布物品購入や会議費、SNS・PC講習会の開催、酒蔵見学イベントの実施など、地域事情に応じた様々な用途で使途されていることがわかりました。

組合活動費の継続と増額を求める意見多数

意見としては、組合活動費の支給継続が最も多く、続いて、より効果的な事業実施のために支給額を増額してほしい旨の意見が寄せられました。

※令和4年度総会決議により、新規免許者に対する面談や社会貢献活動の実施等、活発な活動を行う地区組合に対し、当該組合から申請を受けた上で、1組合員あたり約141円の組合活動費を中央会から支給するもの。中央会賦課金収入の4分の1にあたる500万円を総額とし、実施した。

酒販協同組合員しか購入できない特別なPB商品

「純米吟醸酒えびす寿」・「特別純米酒えびす寿」・「特別本醸造酒えびす寿」

“香りが良く、芳醇。仕込み水を生かしスッキリとした呑み口”
女性も呑みやすいお酒です。

PB清酒「えびす寿」（蔵元・若乃井酒造株式会社）は、自然豊かな山形県飯豊山系の伏流水を仕込み水に使用し、その仕込み水の良さを最大限に生かした清酒です。

昔ながらの伝統的な手法で丁寧に仕込まれております。口当たりは、柔らかく、華やかな香りも魅力のひとつ。キレが良く、食中酒に最適な造りとなっております。

また、スタイリッシュなラベルもセールスポイントのひとつです。

全国の酒屋さんの推奨商品として是非お客様におすすめ下さい！

ご注文の最低ロットは、組合員店直送1ケース（1.8リットル・6本入、720ミリリットル・12本入）からとなっております。

卸免許を取得していない協同組合に所属している組合員が「えびす寿」を購入する場合は、全酒協が直接取引対応（お問い合わせ先は、全酒協・事業部商品課・電話03-3714-0174）を行っていますので、ご活用願います。



純米吟醸酒
えびす寿



特別純米酒
えびす寿



特別本醸造酒
えびす寿

うす塩仕上げの昆布しょうゆ「杜氏の醤油」



全酒協PB『杜氏の醤油』（株式会社中村醸造元）は、吟選六段仕込みによって造り上げられた、塩カドの無いまろやかな生醤油と、北海道産天然昆布の旨みをバランスよく合わせるにより生まれた塩分13%のうす塩仕上げ、素材の味を活かす美味しいお醤油です。


お酒のお供をさらに美味しくさせる醤油として、お酒の良き相棒となるからこそ、PB商品としてお取扱いいただくに相応しい商品となり、また、『杜氏の醤油』というお酒をイメージ出来る商品名も酒造技能検定一級の資格を持つ元清酒杜氏が造っている中村醸造元だから名付けられる商品名です。

お問い合わせ先は、所属の協同組合、または、全酒協・事業部商品課（電話03-3714-0174）まで。


災害に備えあれば憂いなし

年間掛金
1口あたり**2000**円
(最高40口まで掛けられます)
[生活動産のみの場合は20口まで]

火災共済




火災




破裂・爆発

最高保障額
4400万円^{※1}
(40口加入の場合)


風水害等




豪雨・暴風雨




高潮・高波



台風・突風




降雪・降ひょう




落雷


最高保障額
400万円^{※2}
(40口加入の場合)




▲ 火災により焼けた建物



▲ 台風によらされた屋根




▲ 豪雨により浸水した店内




▲ 雪の重みでつぶれた屋根

生命共済



最高保障額
100万円^{※1}
(40口加入の場合)




最高保障額
12万円

共済契約者の普通死亡
共済契約者とその配偶者・子供の火災・交通事故死亡
共済契約者とその配偶者・子供の火災・交通事故入院^{※4}

地震災害見舞金


最高支給額
10万円^{※1}
(20口以上加入の場合)



地震・津波

車輦飛込見舞金

最高支給額
8万円^{※1}
(40口加入の場合)












車輦飛込み

もっと風水害の保障を手厚くしたい方は

風水害特約共済

年間掛金
1口500円

酒販共済と同口数での加入となります

風水害など
暴風雨 突風・旋風(竜巻含む) 台風 高波・高潮 洪水 豪雨・長雨 雪崩 降雪 降ひょう

最高保障額
1000万円^{※1}(40口加入の場合)

※1. 火災等は、焼失割合等によって共済金をお支払いします。表示額には、臨時費用10%が含まれています。
 ※2. 風水害等(特約を含む)は、損壊の割合に応じて共済金をお支払いします。
 ※3. 建物に付属している従物(庇・樋・ベランダ等)のみの損壊は1口あたり1万円、落雷による家電・電気製品のみは1口あたり6千円を限度として共済金をお支払いします。
 ※4. 火災・交通事故入院見舞金は、5日以上継続した入院に対してお支払いします。

保障期間 : 2023年4月1日から1年間
お申込み・お問合せ : 所属の組合または、全国酒販生活協同組合
 (掛金が割引される中途加入も随時受付けております) **☎ 03-3714-0175** まで

組合員の皆様へ 氏名や住所に変更が生じた場合は、至急、所属の組合または全国酒販生活協同組合までご連絡ください。

「生きる」を創る。

Aflac

朗報

がんを経験された方
のためのがん保険

が新登場!

がんを経験された方のための

「生きる」を創る
がん保険

WINGS

がんを経験された方の保障も最新化

「生きる」を創る
がん保険

WINGSプラス

※がん保険に中途付加する特約の総称です。

ご契約中の「がん保険」を活かして
保障を最新化!

特長 1

満20歳～満85歳の方で、今までに「がん(悪性新生物)」を経験された方でも、「がん(悪性新生物)」の治療を受けた最後の日から5年以上経過(所定の条件を満たす場合は3年以上経過)している場合に、お申込みいただけます。

※過去5年以内(所定の条件を満たす場合は3年以内)に「がん(悪性新生物)」の診断・治療を受けておらず、また治療を受けるようにすすめられていない方がお申込みいただけます。

特長 2

今までに経験された「がん(悪性新生物)」が再発・転移した場合も保障します。

特長 3

付帯サービス(アフラックのよりそうがん相談サポート*)

アフラックのよりそうがん相談サポーターがさまざまながんの悩みの解決をサポートします。

*アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>)にてご確認ください。

この保険は、いままでに「がん(悪性新生物)」を経験された方のための商品です。そのため、「経験者保険料率に関する特則」を付加してお申込みいただけます。「経験者保険料率に関する特則」が付加されているため、付加しない場合と比較して保険料が割増されています。また、一部の給付金の支払事由が異なります。健康状態などによっては、ご契約をお引受できない場合があります。

商品の概要を記載しています。支払事由・契約限度・引受条件など、詳細は「契約概要」等をご確認ください。

全国酒販生活協同組合担当 募集代理店

株式会社 川口

〒153-0061 東京都目黒区中目黒2-1-27 全国酒販生活協同組合内

TEL: 03-3714-0292 FAX: 03-3710-8230

URL <https://webby.aflac.co.jp/kawaguchi/> E-mail kawaguchi555@ak.wakwak.com

引受保険会社

Aflac アフラック

東京第二支社

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 22階北
TEL: 03-6757-3085

アフラックホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

AF294-2023-0001 3月7日(240307)

「容器」や「包装」を使って商品を売ったり、「容器」をつくっているみなさんへ

あなたの役割を果たしていますか?

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は?



はい

事業規模は?

製造業等

売上高 2億4,000万円超 または 従業員 21人以上

商業、サービス業

売上高 7,000万円超 または 従業員 6人以上

はい

容器包装の素材は?

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

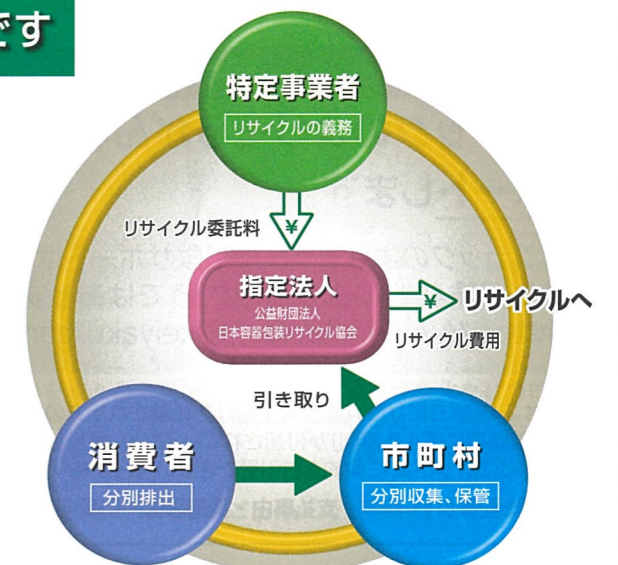
[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつづ、それぞれの役割を分担する——
それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。
事業者の役割は、「リサイクル(再商品化)の義務」。
リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。
リサイクルの委託契約は、指定法人である
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例】パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/your0612.pdf>

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。
※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に転らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/>